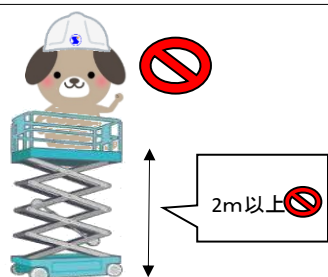


高齢者就労報告及び配慮

建設業に於いては高齢化が特にすすんでおり、労働災害に占める割合も高くなっています。当社でも多くの高齢者(60才以上)の方が現場での作業を行っています。労働安全衛生法(第6章)で定められているように高齢者には特別な配慮が必要とされます。ベテランの経験や技術は、まだまだ現場では頼りにされる存在です。

高齢者が安全に働ける環境造りを当社では考えています。



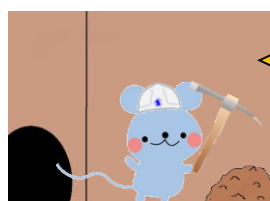
高齢者は**2m以上**の高所作業は原則として禁止されています。脚立や作業台を使うときも**高さ**には注意しましょう。

原則として



注意!

直射日光や高温な場所での作業はなるべく避けましょう。熱中症は高齢者のほうがなりやすいので作業場の温度、**水分補給**など**十分な対策**が必要です。



注意!

高齢者の**1人作業**はもしケガや急な病気で倒れた時に発見が遅れてしまうかもしれません。職長を中心に**声をかけ**注意しましょう。



30kg!

年を取ると力も弱くなり体もケガをしやすくなってしまいます。**無理に重量物を持ったり勢いよく担いだりすると大変危険**です。自己判断も大切です。